

平成28年第3回北本市議会定例会請願文書表

受理番号	議請第1号
受理年月日	平成28年8月19日
件名	新庁舎・定礎石に関する請願
請願者の住所 及び氏名	野本 恒文 外 1, 010名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	諏訪善一良、渡邊良太、北原正勝

【請願趣旨】

北本市長が平成27年8月25日にひとりの住民から電話で新庁舎の定礎石の北本市長石津賢治の氏名を無いものにして欲しい、又定礎石に氏名が入っている事に疑問を感じるとの要望があった。

申し出人の要件にそって市担当課が近隣の状況を調査した資料、報告書によって市長が判断し、交換工事を行った。（市長への手紙回答書）

北本市の建築物の「定礎」石は、先人、先輩、歴代の市長が築いた北本市の歴史のいしずえを定めることにあります。

埼玉県内の近隣市町村の18の市役所には、「定礎」石に施行当時の市長・町長の氏名が刻まれています。

北本市の歴史を刻むものとして慣習として定着しており、文化センター、総合福祉センター、学校、公民館等の建築物の背景には多くの市民の心が刻まれている事を考えると、市民の要望によって新庁舎完成後15か月で定礎石から北本市長石津賢治名を削除し、交換工事を行った事実は、道義、道理にはずれていると思います。

全国の市庁舎で、新庁舎の定礎石を市長が交代し15か月で前市長名を「削除」した新市庁舎は前代未聞です。鴻巣市庁舎は平成27年1月に市長名を彫刻し設置しています。

※ 別紙住民監査請求書、検証資料を提出します。

定礎石の交換工事後、市民から意見、苦情が電話4件、書面5件が市当局に寄せられ、また、平成28年3月26日付け埼玉新聞3面に報道されております。

その後、4月25日に「早急に建設当時の定礎石に戻す」原状回復を市長に勧告することを求める住民監査請求を地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を提出しました（別紙、北本市職員措置請求書）。

平成28年6月23日に、北本市職員措置請求に係る監査について回答を得ました。

#### 住民監査請求に対する監査委員の意見（抜粋）

「本請求人の主張する定礎石の意義を考えると、定礎石交換工事に当たっては、工事の効果、影響を考慮する必要があったように思われるが、結果として、本件工事において、市民に疑念を抱かせることとなったことは反省するべきである。

市が行う事務や事業については、その規模や事業の金額に関わらず、その公共性を十分配慮したうえで臨む必要があり、執行に係る公共性、透明性については、市民が十分に理解・納得できるものでなければならない。

市担当課においては、本件請求の趣旨に鑑み、適正な公金の支出に心がけるとともに、市役所は市民のための施設であり財産であることを認識し、今後の庁舎の施設設備の適切な管理運営に努め、真に市民福祉の向上が図られるよう望むものである。」

監査委員の意見には、交換工事は違法性はないものの、市長の不適切な交換工事であった事実は「市民に疑念を抱かせることとなったことは反省するべきである。」

以上の趣旨を踏まえ、以下、請願事項を2点提出いたします。

また、以下、添付資料を添え提出いたします。

- 1 住民監査請求書（北本市職員措置請求書）
- 2 北本市職員監査請求に係る監査結果通知書
- 3 新庁舎・定礎石に関する請願書・署名簿

#### 【請願事項】

- 1 公費負担せず、新庁舎の「定礎石」を建設当時に戻すこと。
- 2 監査委員の意見に市長の不適切な交換工事であった事実は「市民に疑念を抱かせることとなったことは反省するべきである」とあります。以上の回答を踏まえ反省の意を示すこと。